

令和元年9月2日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03190

研究課題名（和文）会計基準の会社法における実体法的意義 IFRS導入を視野に

研究課題名（英文）The Influence of Accounting Standard on Corporate Law: From the Perspective of IFRS Implementation

研究代表者

得津 晶 (Akira, TOKUTSU)

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：30376389

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：日本の国内会計基準は収益費用を計算することを主眼とするものであるため、その計算に基づく日本の会社法の剰余金分配規制は、「留保利益」の配当と位置付けられる。この「留保利益」は残余権として位置づけることができ、株主の会社支配に適切なインセンティブを与える制度として正当化できる。資産・負債の計算を重視する国際会計基準（IFRS）のもとでは、現在の剰余金配当規制は、資本金・準備金の金額を債権者のために会社内に留保しておくという実財産維持のための制度と位置付けられる。しかし、債権者保護のために強制される留保財産がなぜ資本金の額なのか理由がない。IFRSの導入は、現行剰余金分配規制の正当性を揺るがす。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、IFRSなどの会計基準が単に望ましい開示規制はどうあるべきかの問題のみならず、会社法上の剰余金分配規制の理論的意義を変容させるものであることを指摘した。そして、批判も強い日本（ないし欧州型）の剰余金分配規制について、日本の会計基準を前提とすれば正当化が可能なことを示しつつ、国際会計基準の導入によってその理論的正当性が失われることを指摘した。これによって、国際会計基準の導入の際には会社法の剰余金分配規制も同時に検討の俎上に載せる必要があることを示すことができた。

研究成果の概要（英文）：The main purpose of Japanese domestic accounting standards is designed for calculating profit and cost. Therefore, the limitation of distribution to shareholder in corporate law can be seen as “reserved profit,” because it is designed based on Japanese accounting standards. This “reserved profit” is reworded as residual claimants. Therefore, Japanese distribution limitation can be justified as an instrument to make shareholders’ incentive to implement control rights efficient.

On the contrary, IFRS, an international accounting standard, is designed for calculating asset and debt. Based on IFRS, Japanese distribution limitation can be seen an instrument to reserve asset in companies to protect debt holders from limitation liabilities. However, it is not clear that mandatory rule to keep the capital amount and reserve amount asset in companies is efficient, at all. Introducing IFRS results to lose the justification of current Japanese distribution limitation in corporate law.

研究分野：社会科学（法学）

キーワード：会社法 企業会計 会計基準 債権者保護 IFRS

## 様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

2015年当時、任意適用等の形で日本企業にも影響を及ぼしはじめた国際会計基準（IFRS）は、公正価値概念を中心とし、資産と負債の評価が先立ち、そこから包括利益を導くという資産・負債アプローチを採用している。これに対し、従来の日本の企業会計は、一定期間内の事業成果とその犠牲である収益と費用、そしてその差額としての純利益の測定を、資産の評価よりも優先させた収益・費用アプローチを採用していた。そして、アプローチの異なるIFRSの導入を、日本の会計ルールとしてどのように受け止めるのかというのは会計学・実務における一大テーマとなっていた。

このことは、会社法学においても企業会計法の領域で議論が進み、平成24年私法学会シンポジウムのテーマとなるなど注目を集めていた。しかしながら、そこで主に論じられているのは、どのような開示が望ましいのかという会計学と同様の観点にとどまるものであった。会計学との差異は、会社法会計と企業会計（金商法会計）の競合関係における適用問題や、開示ルールの相手方として証券市場の投資家のみならず会社債権者も考えているという点にあった。

だが、会社法としての企業会計の意義は単に開示のためのルールにとどまらない。現在の日本法においては、企業会計は、貸借対照表を通じて、株主への分配規制にもつながっている。企業会計ルールが変わることは株主への分配ルールの内容が変わることを意味するはずであった。しかし、近時の国際会計基準の導入において、株主への分配規制との関係を論じる文献は国内には少ない。

この問題は日本国内にとどまらない。欧州各国の会社法も、日本同様、分配規制として貸借対照表に基づく規制（いわゆる資本制度）を有しており、EU会社法第二指令も配当規制としての貸借対照表テストの存在を前提としてきた。だが、近時、欧州では、貸借対照表テストへの批判も強まっており、加盟国レベル・欧州レベルの双方で、米国州会社法的な支払不能基準を導入するか否か等の議論が進んでいる（2002年Winter報告書、英国2004年Rickford報告書）。

このように欧州では国際会計基準への収斂だけでなく、それに関連する分配規制の改革も問題になっているのであるが、ここで問題視すべきなのは、欧州における会計基準と分配規制との2つの改革の流れは、それぞれ独立したフォーラムで議論がなされており、お互いの議論を必ずしもリンクさせてはいないということである。貸借対照表が会計基準に基づいて作成されるものである以上、分配規制としての貸借対照表テストの意義・機能は、会計基準の内容に左右されるはずである。だが、国際会計基準へのコンバージェンスによって、会計基準が変容すれば、現行の貸借対照表テストによる分配規制の意義・機能はどういうものになるのか、といういわば議論の出発点となるべき重要な点について、議論が欠けている。

ここで、日本国内法の議論の歴史を少しさかのぼれば、この「議論の陥穽」は、今に始まったことではないことがわかる。戦前、日本の企業会計は、企業の資産・負債の清算価値を中心に置く静態論から、一定期間の損益計算を中心とした動態論へと変化した（田中耕太郎『貸借対照表法の理論』）。ここでいう静態論が資産・負債アプローチ、動態論が収益・費用アプローチに、それぞれ現在の文脈で置き換えることができる。このような会計ルールのパラダイム展開に対して、分配規制ルールの領域では、財源規制として資本を「ダム」に喩え、資本金相当額の財産が会社に留保されるはずだという、会社の実財産維持の資本制度観が戦後も長い間支配してきた。この実財産維持の資本制度理解は、戦前の会計通説である静態論＝資産・負債アプローチを前提としたものであり、戦後の動態論＝収益・費用アプローチに整合的な説明とはなっていない。この会計ルールと分配規制の理解の齟齬は、藤田友敬の指摘等、若干の例外を除いては、放置されてきた。現在の日本の企業会計ルールの下での、現行法の分配規制の意義・機能すら明らかにされていないというのが国内の状況であった。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、IFRSの導入により変容する企業会計ルールの下で、現行日本法の貸借対照表に基づく分配規制の意味がどのように異なってくるのかを確認し、ある企業会計ルールの下で、どのような分配規制が望ましいのかを検討することである。この問題は、理論的には、国際会計基準を踏まえた企業会計ルールと会社法の株主利益最大化原則の妥当領域との関係を明らかにすること、すなわち、企業会計ルールの会社法上の実体法的意義を明らかにするという大きな文脈で把握できる。この大目標のために以下の問題群を明らかにしていく。

まず、①会計ルールと分配規制の関係を明らかにする。現行の会計ルールの下での分配規制の意義から出発し、会計ルールがIFRSによって変容を受けることで、現行の貸借対照表テストはどのような意義を有することになるのかを分析する。その上で、国内外の会社法上議論の盛んな、望ましい分配ルールの立法論の可能性について、会計ルールとして日本の現行企業会計およびIFRSのそれぞれを採用した場合について、検討する。

次いで分配ルールの意義から、株主の有する自益権の内容を明らかにし、それぞれの会計ルールの下での株主の残余権者性の意義を明らかにする。つまり、②会計ルールと株主の残余権者性の関係を明らかにする。特に従来の収益・費用アプローチ型の会計ルールと、IFRSのような資産・負債アプローチとで残余権の意義がそれぞれどのようになるのかを分析する。そして、株主の残余権者性は、会社法の指導原理たる株主利益最大化原則の根拠であるところ、明らかにした残余権者性の意義から、株主利益最大化原則が望ましくない場面としていかなる場合が

あるのか、という問題を検討する。その上で、株主の残余権者性と関連する具体的トピックとして、有価証券報告書虚偽記載があった場合の会社の株主（投資家）への責任、過度のリスクテイク等の会社法 429 条責任、会社法から倒産法へと原理が切り替わるトリガーとしての「支払不能」概念の意義、そして、株主の私的利益の規制のあり方、へと分析を進めていく。

### 3. 研究の方法

まず、IFRS に基づく企業会計ルールの下で、現在の貸借対照表テストによる分配規制がどのような意義を持つのかを分析し、従前の現行の収益・費用アプローチによる企業会計ルールの下での分配規制の位置づけを踏まえ、企業会計ルールと分配規制の関係を析出する。

I. 日本における IFRS 導入の現状：IFRS 導入において、公正価値基準や資産・負債アプローチ等の、従来の日本の企業会計との差異が殊更強調されているが、実務的には、IFRS はあくまで任意適用にすぎず、両者の差異は大きくないと指摘もある。そこで、IFRS を日本版に修正した企業会計基準委員会の「修正国際会計基準 (JIMS)」草案等を手掛かりに、会計学・実務の文献を渉猟した。

II. 分配規制との関係の析出：従来の日本の会計基準と現行日本法の分配規制との関係を手掛かりに、弥永真生「会計基準と法」等の日本の企業会計法の文献を渉猟して、I. の成果としての日本の IFRS 導入の現状の下で、現行法の貸借対照表テストによる分配規制はどのような意義を有するのかを分析する。さらに、今後、IFRS の影響の程度により日本の会計ルールが変容していくことに備え、貸借対照表テストの位置づけの可能性について比較法的知見から示唆を獲得する。すなわち、アメリカ法については近時 4 版の出版された Manning & Hanks, *Legal Capital* を手掛かりに、資本制度を有するドイツについては Lutter, *Das Kapital der Aktiengesellschaft in Europa* 等を手掛かりに、イギリスについては Gower & Davis, *Principles of Modern Company Law* 等を手掛かりに、EU 法について資本維持ルールを堅持した EU 第 2 号指令等を手掛かりに、海外の文献を渉猟し、それぞれの法制下での分配規制の位置づけをモデル化し、今後の日本の貸借対照表テストの位置づけの選択肢として提示する。そして、Beck'scher Bilanz-Kommentar 等各国の企業会計法の文献を渉猟して、米国 GAAP 等の会計ルールも参照し、会計ルールと分配規制の意義との関係について、一定の関係性を見出すことを目指す。

III. 望ましい分配規制：I., II. の成果を踏まえ、従来型の日本の企業会計ルールおよび IFRS それぞれの下での望ましい分配規制ルールを考える。このテーマの議論の盛んな欧州から、欧州レベルでは Winter 報告書、Enriques & Macey, *Creditors versus Capital Formation* 86 *Cornell L. Rev.* 1165 や英国法では、Rickford 報告書等の貸借対照表テストを批判する業績など海外の文献を渉猟し、貸借対照表テストに代わる他の基準（支払不能テスト等）の選択肢とその意義・機能を分析する。

IV. 債権者保護が問題となった裁判例のデータ構築：分配規制と関連が深く、次年度以降の具体的トピックの代表例である会社法 429 条に基づく取締役の対債権者責任や破産原因としての「支払不能」概念、「債務超過」概念が問題となった裁判例を、Westlaw Japan を用いて分析を進める。

V. 株主の残余権者性：II. の成果から、会計ルール毎の分配規制の意義を踏まえ、それぞれの分配規制に基づく株主の剰余金配当受領権の内容を画定し、それぞれの会計ルールの下での、株主の受け取るキャッシュフローの内容を整理する。この株主のキャッシュフローが株主の残余権の内容となる。残余権概念は、会社法の指導原理である株主利益最大化原則の正当化根拠であるところ、研究代表者の従前の成果を踏まえて、それぞれの残余権の内容によって、株主利益最大化原則が正当化できる範囲がどのように異なるのかの分析を行う。中でも、典型的な場面として、①法令遵守義務、②支払不能ないし債務超過近接時を分析する。

VI. 具体的トピックの研究：V. による会計ルールによって異なる残余権の内容に基づき、以下の具体的トピックの分析にどのような影響を及ぼすのかを検討する。①有価証券報告書虚偽記載があった場合の会社の株主（投資家）への責任、②過度のリスクテイク等の会社法 429 条責任、③会社法から倒産法へと原理が切り替わるトリガーとしての「支払不能」概念の意義、④株主の私的利益の規制のあり方。

### 4. 研究成果

本研究の主要な成果である国際会計基準と配当規制の関係については、雑誌論文業績⑩・学会発表⑨によって展開した。企業会計ルールを単なる開示ルールとしてとらえるのではなく、現行法のもとで与えられている「実体法的意義」に着目して分析をし、資産・負債アプローチを有する IFRS がかつての静態論アプローチと理論的な近接性を有することを指摘した。

これに対して、現在の動態論＝収益費用アプローチによる日本の国内会計基準を前提とすれば、日本の会社法の剰余金分配規制は、「留保利益」の配当と位置付けられる。そして、この「留保利益」は株主の残余権として位置づけることができることから、株主の支配権の根拠とされる残余権者性と整合的に結び付けることで理論的な正当化が可能となっていた。すなわち、剰余金配当規制は債権者保護のための制度ではなく、株主の適切な支配権行使のインセンティブ確保のために残余権者性を担保するための制度と位置付けることになる。

ところが、会計ルールが資産・負債アプローチを前提とする IFRS となれば、現在の剰余金

配当規制は、有限責任制度をとる株式会社において、資本金・準備金の金額を債権者のために会社内に留保しておくという実財産維持のための制度と位置付けられる。このような理解からは、剰余金分配規制は、株主の残余権者性と直接の関係はなく、債権者保護のための制度と位置付けられる。しかし、債権者保護のためだからといって、なぜ資本金ないし準備金の金額を会社内に留保することが法律によって強制されるのかが明らかではない。取引債権者は自衛できるし、また、金額が過去の出資金額と関連を持つ理由もない。このような実財産維持のための制度としての剰余金分配規制に合理性がないことは、国内外で長期にわたって指摘されてきたことである。

このように IFRS 導入を会社法の会社単体レベルでおこなうと、現行の剰余金分配規制の正当性が揺らぎ、新たな分配規制導入の必要性が生じることになる。前述の残余権者性を担保する制度という位置づけを維持するのであれば、支払不能基準等がのぞましいということになる。また、視点を変えれば、会社法レベルで IFRS を導入するのであれば、このような剰余金分配規制へのインパクトも勘案する必要があることも本研究は示した。

そのほか、本研究は、会計ルールにともなう株主の残余権者性の理解に関連して、いくつかの付随問題も検討した。具体的には、①有価証券報告書虚偽記載があった場合の会社の株主（投資家）への責任、②過度のリスクテイク等の会社法 429 条責任、③会社法から倒産法へと原理が切り替わるトリガーとしての「支払不能」概念の意義、④株主の私的利益の規制のあり方である。

具体的には①有価証券報告書虚偽記載があった場合の責任については民法の損害賠償法の理論との関係について分析を深めた学会報告業績⑤、③支払不能と会社法・倒産法へのトリガーについては濫用的会社分割について図書業績⑤・雑誌論文①、④株主の私的利益規制については、日本の会社法上の典型規定である利益供与規制の裁判例の動向を雑誌論文⑦で分析した。

さらに、残余権者概念の観点から、株主以外の残余権者性を部分的に肯定されかねない労働者と会社の関係について事例に基づく分析を雑誌論文⑥でおこない、さらにステイクホルダー論の延長線上にある法令遵守について複数の論稿を公表した。その成果は、国内の雑誌のみならず、中国、欧州（ドイツ、フランス）においても公表し、ドイツのマックスプランク国際私法研究所からは同研究所の運営する雑誌への投稿を求められ、レスポンスを得ることに成功した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 26 件）

- ① 得津晶、会社分割と詐害行為取消権・再訪（会社法判例——より深く学ぶ、考える）最判平成 24・10・12 民集 66 卷 10 号 3311 頁、法学教室、査読無、463 号、2019 年、98—104 頁
- ② 得津晶、利益相反取引の条文の読み方・教え方、東北ローレビュー、査読無、6 号、2019 年、1—23 頁
- ③ 得津晶、ガバナンスをめぐるパラドキシカルな状況、法律時報、査読無、90 卷 13 号、2018 年、1—3 頁
- ④ 得津晶＝劉恵明、商法典應規定什麼内容？（商法典（総則・商行為総則を中心に）に何を規定すべきか？）、中日民商法研究（渠涛・主編）、査読無、第 17 卷、2018 年、229—246 頁
- ⑤ 得津晶、株主アクティビズムをめぐる法的問題、企業会計、査読無、70 卷 5 号、2018 年、33—39 頁
- ⑥ 得津晶、複数子会社をまたいだ従業員間のセクハラにおける親会社の責任（最判平成 30 年 2 月 15 日裁判所時報 1694 号 1 頁平成 27(ネ)812 事件）、法学、査読無、82 卷 2 号、2018 年、55 (187) —74 (206) 頁
- ⑦ 得津晶、連帯保証と利益供与（東京高判平成 29 年 1 月 31 日金融商事判例 1515 号 16 頁）、ジュリスト、査読無、1518 号、2018 年、96—97 頁
- ⑧ Akira Tokutsu, Much Ado About Fintech: Does Fintech Require Innovation or Recrystallization of Traditional Legal Framework?, The Sixth International Forum on Corporate and Financial Law, “The Symposium on the Financial Legal System from the Perspective of Civil and Commercial Law” proceedings (I), 査読無, 上巻、2018 年、pp. 124-140
- ⑨ Akira Tokutsu, Duty of Obedience to Law: From Compliance Age to Innovation Age, The 18th International Conference of 21st Century Commercial Law Forum, “A Decade of Corporate Governance in the Era of Post-crisis: Review and Prospect”, 査読無, 1 卷、2018 年、pp. 469-475
- ⑩ 井上亨＝得津晶ほか、「ワークショップ『債務契約における会計情報の役割』の模様」、金融研究、査読無、37 卷 2 号、2018 年、1—22 頁
- ⑪ 得津晶、ホテル内のマッサージ店による後遺障害に対する会社法 9 条類推適用（大阪高判平成 28・10・13 金判 1512 号 8 頁・神戸地裁姫路支判平成 28・2・10 判時 2318 号 142 頁）、ジュリスト、査読無、1515 号、2018 年、112—115 頁

- ⑫ 得津晶、種類株式、法学教室、査読無、444号、2017年、17-23頁
- ⑬ 得津晶、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴訟（最判平成28年3月4日民集70巻4号827頁）、民商法雑誌、査読無、153巻3号、2017年、431-444頁
- ⑭ 得津晶、指名委員会等設置会社への変更状況及び実効性の分析、信託フォーラム、査読無、6号、2016年、96-105頁
- ⑮ 得津晶、監査役の任務懈怠責任における重大な過失（大阪高判平成27年5月21日金判1469号16頁）、ジュリスト、査読無、1490号、2016年、119-122頁
- ⑯ 得津晶、MBOと取締役の善管注意義務（神戸地判平成26・10・16判時2245号98頁）、法学教室、査読無、426号（別冊付録判例セレクト2015〔II〕）、2016年、20-20頁
- ⑰ 得津晶、会社法上の監査概念について—監査等委員会の監査について、日本取締役協会 BOARD ROOM REVIEW、査読無、117号、2016年、47-50頁
- ⑱ 金山直樹＝得津晶＝藤森裕美、〔座談会〕シカゴ・ローエコ滞在記—シカゴ大学ロー・エコサマースクールについて、東北ローレビュー、査読無、3号、2016年、79-112頁
- ⑲ 金山直樹＝得津晶＝藤森裕美、〈鼎談〉シカゴ・ローエコ見聞録—シカゴ大学夏期セミナーについて（下）、書齋の窓、査読無、643号、2016年、11-17頁
- ⑳ 金山直樹＝得津晶＝藤森裕美、〈鼎談〉シカゴ・ローエコ見聞録—シカゴ大学夏期セミナーについて（上）、書齋の窓、査読無、642号、2015年、4-13頁
- 21 得津晶、平成17年改正前商法266条1項5号の責任と法定利率・履行遅滞時期（最判平成26年1月30日判時2213号123頁）、法学、査読無、79巻5号、2015年、474-493頁
- 22 得津晶、株式譲渡制限会社における株主総会の特別決議を欠く新株発行の効力（大阪高判平成25年4月12日金判1454号47頁）、私法判例リマックス、査読無、51号、2015年、104-107頁
- 23 得津晶、目的物が盗難車である売買契約と商法526条（東京地判平成25年6月6日判時2207号50頁）、ジュリスト、査読無、1479号、2015年、119-120頁
- 24 得津晶、書評：橋本円『社債法』、NBL、査読無、1060号、2015年、82-83頁〔2015年10月15日〕
- 25 得津晶、書評：企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言 2015年度版、証券アナリストジャーナル、査読無、53巻8号、2015年、95-97頁
- 26 得津晶、失効後に復活した生命保険契約の免責期間内の自殺（東京高判平成24年7月11日金判1399号8頁・東京地判平成23年8月18日金判1399号16頁）、保険事例研レポート、査読無、287号、2015年、5-12頁

〔学会発表〕（計14件）

- ① Akira Tokutsu, “Do Corporate Law Reforms Increase Profitability?: the Japanese Context,” Symposium „Japan: Responsibility and Liability of Digital Platforms, Corporate Law Reform and Profitability, Mediation in internationalen Kindschaftskonflikten“, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht（ドイツ・ハンブルク市）, 2019年3月25日
- ② Akira Tokutsu, Session 2: Indian and Japanese Perspectives on New Financial Technologies, 9th ICRIER-PRI Workshop, Global Economic Trends and India-Japan Economic Partnership Indian Council for Research on International Economic Relations (ICRIER) (India, New Delhi) March 8, 2019
- ③ Akira Tokutsu, “Duty of Obedience to Law: From Compliance Age to Innovation Age,” The 18th International Conference of 21st Century Commercial Law Forum, “A Decade of Corporate Governance in the Era of Post-crisis: Review and Prospect” 清華大学（中華人民共和国・北京市）, 27th October 2018
- ④ 得津晶、「モニタリングボードと株主代表訴訟制度の将来」、中日民商法研究会第17期（2018年）福州大学（中華人民共和国・福州）、2018年9月8日
- ⑤ 得津晶、「『損害賠償法の理論』と金商法21条の2」、第二東京弁護士会金融商品取引法研究会、アンダーソン・毛利・友常法律事務所（大手町パークビルディング20階会議室）（東京都千代田区）、2018年9月12日
- ⑥ 得津晶、「コメント（日本の株主代表訴訟について）」中外商法論壇第二期“利益平衡下股东诉讼何去何从”（Forum of Sino-Foreign Commercial Law 2017 “Where Does the Shareholder's Litigation Go?”）、上海财经大学（中華人民共和国、上海市）、2017年12月2日
- ⑦ Akira Tokutsu, “Class-Stock in Japanese Listed Companies,” The 21st Century Commercial Law Forum-17th International Symposium 2017 Financing Innovation and Regulation (21世紀商法第十七届国际学术研讨会 融資創新与監管), Tsinghua University (China Beijing), October 28, 2017
- ⑧ 得津晶、「商法典（総則・商行為総則を中心に）に何を規定すべきか?」、中日民商法研究会第16期（2017年）、四川大学（中華人民共和国・成都）、2017年9月9日

- ⑨ 得津晶、「指定討論者①」、会計 WS「債務契約における会計情報の役割」、日本銀行、2017年3月21日
- ⑩ 得津晶、「上場会社における種類株式の新たな利用形態」、日本台湾法律家協会 2015 年度（第 20 回）学術研究総会、青山学院大学（東京都渋谷区）、2015 年 11 月 28 日
- ⑪ 得津晶、「監査等委員会の監査について」、日本取締役協会第 6 回監査等委員会設置会社ワーキンググループ、日本取締役協会ボードルーム、2015 年 11 月 13 日
- ⑫ 得津晶、「主要株主の情報開示をめぐる議論」、企業法研究会、一橋大学国際企業戦略科 ICS、2015 年 10 月 5 日
- ⑬ 得津晶、「監査役の仕事懈怠責任における重大な過失（大阪高判平成 27・5・21 金判 1469 号 16 頁）」、東京大学商法研究会・商事判例研究、2015 年 9 月 14 日
- ⑭ 得津晶、「濫用的会社分割に対する直接履行請求権制度の諸論点：『害すること』の解釈を中心に」、東北大学商法研究会、東北大学、2015 年 5 月 9 日

〔図書〕（計 5 件）

- ① 南野森、得津晶ほか、日本評論社、新版 法学の世界、2019 年、90-100 頁
- ② 大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会、得津晶ほか、信山社、民商法の課題と展望—大塚龍児先生古稀記念、2018 年、29-49 頁
- ③ 黒沼悦郎、得津晶ほか、有斐閣、江頭憲治郎先生古稀記念論文集 企業法の進路、2017 年、3-34 頁
- ④ 宍戸善一、後藤元、得津晶ほか、商事法務、コーポレート・ガバナンス改革の提言：企業価値向上・経済活性化への道筋、2016 年、103-133 頁
- ⑤ 神田秀樹、得津晶ほか、商事法務、論点詳解 平成 26 年改正会社法、2015 年、237-293 頁

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。